

○岡企画官 それでは、定刻になりましたので、会議を始めます。

本日は、加藤委員が御欠席です。

以後の委員会会議の進行につきましては、丹野委員長にお願いいたします。

○丹野委員長 それでは、ただいまから、第166回個人情報保護委員会を開会いたします。

本日の議題は1つでございます。

議題1、「改正法に関連するガイドライン等の整備に向けた論点について（不適正利用の禁止・利用停止等）」、事務局から説明をお願いいたします。

○事務局 改正法に関連するガイドライン等の整備に向けた論点（不適正利用の禁止・利用停止等）について、資料1-1、資料1-2に基づいて御説明申し上げます。

まずは、不適正利用の禁止について、資料1-1に基づいて御説明申し上げます。

1 ページから2ページにかけて、改正法第16条の2における不適正利用の禁止の概要、基本的な考え方及び検討すべき要件について記載しております。

2 ページを御覧ください。改正法第16条の2の趣旨は、個人情報の不適正な利用による個人の権利利益の侵害を防止する点にあり、法目的に照らして看過できないような相当程度悪質なケースを念頭に置いた規律です。

一方で、個人情報の利用方法は様々であることから、ある利用方法が不適正利用に該当するか否かは、制度趣旨を踏まえつつ、事案ごとに個別具体的に判断する必要があると考えます。

他方で、不適正利用の禁止がその制度趣旨を超えて事業者の活動を過度に萎縮させることがないよう配慮する必要もあることから、不適正利用に該当すると考えられる具体例の提示等を通じて、事業者の予測可能性を高めていくことが重要です。

こうした考え方の下、緑枠部分ですが、具体的な要件として、①「違法又は不当な行為」、②助長又は誘発の「おそれ」について検討していく必要があると考えております。

4 ページを御覧ください。

検討すべき要件のうちの1つ目ですが、改正法第16条の2において助長又は誘発の対象とされている「違法又は不当な行為」としては、個人情報保護法その他の法令に違反する行為及び直ちに違法とは言えないものの、個人情報保護法その他の法令の制度趣旨や公序良俗に反している等、社会通念上、適正とは認められない行為が考えられます。

後者については、括弧書きで記載のとおり、個人の権利利益の保護という制度趣旨を踏まえつつ、個別の事案ごとに、当該行為の目的・必要性、行為態様、行為者の認識等を踏まえて社会通念により判断する必要があると考えております。

続いて、5 ページを御覧ください。

検討すべき要件のうちの2つ目の助長又は誘発の「おそれ」について、考え方を記載しております。

1 点目ですが、改正法第16条の2における「おそれ」の有無は、個人情報の利用が、違法又は不当な行為を助長又は誘発することについて、社会通念上蓋然性が認められるか否

かにより判断されると考えております。

しかし、3点目に記載のとおり、例えば、個人情報の第三者提供の場面において、提供元が、提供先による違法行為のおそれを一般的な注意力をもってしても予見できなかった場合にまで、個人情報の提供行為が不適正利用に該当すると評価されるとすれば、提供元の予測可能性を著しく害し、制度趣旨を超えた萎縮効果を与えかねません。

そこで、改正法第16条の2における「おそれ」の有無は、個人情報の利用方法等の客観的な事情に加え、個人情報の利用時点における事業者の認識及び予見可能性も踏まえて判断されるという方向で考えております。

なお、6ページに、「おそれ」が認められると考えられる例、認められないと考えられる例を記載しております。

最後に、7ページ及び8ページにおいて、不適正利用に該当すると考えられる具体例を記載しております。

例えば、裁判所による公告等により散在的に公開されている個人情報を、当該個人情報に係る本人に対する違法な差別が、不特定多数の者によって誘発されるおそれがあることが予見できるにもかかわらず、それを集約してデータベース化し、インターネット上で公開することや、採用選考を通じて個人情報を取得した事業者が、性別、国籍等の特定の属性のみにより、正当な理由なく本人に対する違法な差別的取扱いを行うために、個人情報を利用することなどについては不適正利用に該当するものと考えております。

続きまして、利用停止等について、資料1-2に基づいて御説明申し上げます。

1ページから2ページにかけて、改正法における利用停止等の概要について記載しております。

改正法においては、本人の関与を強化する観点から、利用停止等の請求の要件を個人の権利又は正当な利益が害されるおそれがある場合にも拡充しております。

4ページを御覧ください。利用停止等の論点の検討に当たって、基本的な考え方を記載しております。

改正法において、利用停止等の請求の要件を拡大しており、より広く本人の関与を認めることで、本人の権利利益の保護を強化しております。

また、事後的な利用停止等の請求の要件を拡大することで、合理的な個人が自己に関する情報を事業者に提供することを躊躇して個人情報の有用性が損なわれる事態を回避することにつながります。

他方で、事業者が正当な事業活動において個人情報を必要とする事情も考慮する必要があります。

5ページを御覧ください。

本人から利用停止等の請求があった場合の判断の流れとしては、①利用停止等の請求の要件を満たすかどうか判断し、これを満たす場合には、②「本人の権利利益の侵害を防止するために必要な限度で」、利用停止等を行わなければなりません。また、③請求の要件

を満たす場合であっても、利用停止等を行うことが困難な場合には、代替措置による対処が認められます。

6 ページを御覧ください。

先の利用停止等の判断の流れを踏まえつつ、①改正法で拡大された利用停止等の請求の要件、②「本人の権利利益の侵害を防止するために必要な限度」、③「本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置」について検討し、その基本的な考え方や具体例をガイドライン、Q & Aにおいて示す必要があるのではないかと考えております。

8 ページを御覧ください。論点のうちの1点目、改正法で拡大された利用停止等の請求の要件について記載しております。

改正法においては、一部の法違反の場合に加え、「第22条の2第1項本文に規定する事態が生じた場合」、「利用する必要がなくなった場合」、「本人の権利又は正当な利益が害されるおそれがある場合」の3つの場合についても、利用停止等の請求ができるものとしております。

まず、「第22条の2第1項本文に規定する事態が生じた場合」とは、委員会への報告の対象となる重大な漏えい等の事態が生じた場合を言います。

9 ページを御覧ください。

「利用する必要がなくなった」とは、法第19条と同様に、保有する個人データについて利用する必要がなくなったときを言います。

10ページを御覧ください。

「利用する必要がなくなった」として、利用停止又は第三者提供の停止が認められると考えられる事例をお示ししております。

11ページを御覧ください。

「本人の権利又は正当な利益が害されるおそれがある場合」について、その考え方を記載しております。

まず、「本人の権利又は正当な利益が害されるおそれがある場合」に該当するものとして利用停止等の請求を行うには、法目的に照らして保護に値する正当な利益が存在し、それが侵害されるおそれがあることが必要と考えられます。

「正当な利益」には、広く個人の人格的、財産的な権利利益が含まれますが、当該利益が法目的に照らして保護に値せず不当である場合には、認められないこととなります。

本人は事業者に対し、正当な利益が存在し、それが侵害されるおそれがあることを明らかにする必要があると考えられます。

そして、「正当」かどうかは、相手方である事業者との関係で決まるものであり、事業者側に本人保護の必要性を上回る特別な事情がない限りは、事業者は請求に応じる必要があると考えられます。

事業者が利用停止等の請求に応じない場合、本人の理解が得られるよう、その理由を説明するよう努めなければなりません。

12ページを御覧ください。

利用停止等が認められると考えられる事例を記載しております。例えば、個人情報取扱事業者が、退職した社員の情報を現在も自社の社員であるようにホームページ等に掲載し、これによって本人に不利益が生じていることから、本人が利用停止等を請求する場合があります。

13ページを御覧ください。

利用停止等が認められないと考えられる事例を記載しております。例えば、過去の信用情報に基づく融資審査により新たな融資を受けることが困難になった者が、新規の借入れを受けるため、信用情報機関に対して現に審査に必要な信用情報の利用停止等又は第三者提供の停止を請求する場合があります。

14ページを御覧ください。

論点のうちの2点目、「本人の権利利益の侵害を防止するために必要な限度」についての考え方を記載しております。例えば、利用停止等を行う保有個人データの範囲を限定した上で利用停止等の対応を行うことや、消去を求められた場合に利用停止によって対応することが考えられます。

なお、本人の権利利益の保護の観点からは、個人情報取扱事業者は、可能な限り本人の求めに沿った形で対応していくことが望ましいと考えられます。

15ページを御覧ください。

本人からの請求に対し、「本人の権利利益の侵害を防止するために必要な限度」での対応として考えられる事例をお示ししております。

16ページを御覧ください。

論点のうちの3点目、「本人の権利利益を保護するために必要なこれに代わるべき措置」、代替措置の考え方を記載しております。

「困難な場合」については、条文上例示されている「利用停止等に多額の費用を要する場合」が代表的なものとして考えられますが、事業者が正当な事業活動において個人情報を必要とする場合についても該当し得ます。

代替措置については、事案に応じて様々考えられますが、生じている本人の権利利益の侵害のおそれに対応するものであり、本人の権利利益の保護に資するものである必要があると考えられます。

17ページに、代替措置として考えられる事例をお示ししております。

例えば、他の法令の規定により保存が義務づけられている個人情報を直ちに消去する代わりに、当該法令の規定による保存期間の終了後に消去することを約束する場合などが考えられます。

私からの説明は以上でございます。

○丹野委員長 ありがとうございます。

ただいまの説明につきまして、御質問、御意見をお願いいたします。

大島委員。

○大島委員

不適正利用あるいは利用停止等の請求の要件につきましては、個人情報保護法があらゆる分野の事業者を適用対象とするものであり、また、個人情報の取扱いは多種多様であることを踏まえ、最終的には個別具体的にケース・バイ・ケースで判断すべきと考えるところです。

そうした中で、事業者の予測可能性を高める方法として、あらかじめ具体例を示すことが現実的な対応になるのではないかと考えるところです。

以上でございます。

○丹野委員長 ありがとうございます。

他にどなたかございますか。

藤原委員。

○藤原委員

取得の段階と違って個人情報の利用方法については、いわゆる利用目的による制限があったわけです。つまり現行法上、あらかじめ特定した利用目的、その利用目的の範囲内で利用するということであつたわけです。

しかしながら、このあらかじめ特定した利用目的というのは、言わば手続的な規律でありまして、実質的な規律、実質的な観点までは含んでいなかった。それが今回の法改正で適正か否かという実質的な観点からも規律が設けられたわけです。

そこで、先ほどの事務局の説明の中にも、事業者との関係でバランスを要するというお話が出てまいりましたけれども、これを機に、事業者の方々にも自社の個人情報の利用の実態を改めて把握いただいて、当該利用が情報主体、本人との関係で適正と言えるのかどうか、これは点検いただいたほうがいいのではないかと思います。

社会通念上、あるいは消費者の立場から見てどうなのかということをもう一度きちんと点検していただいたほうがよろしいかと思います。

それから、確認ですが、利用停止等の代替措置のところの17ページに、市販の名簿でその回収等に多額の費用を要する場合には、改正前の法律の下でも名簿の増刷時の訂正の約束等はありませんでしたが、ここに損害賠償と書いてあるのは、これは損害賠償もあり得るという意味、多額の費用ということになると損害賠償の中身によっては高くなることもありましようし、当然に損害賠償ということを求めるといってお話でもないと思いますので、これは一つ損害賠償もあり得るという、そういう意味での記載と解してよろしいのでしょうか。

○事務局 そのように理解しております。

○藤原委員 どうもありがとうございます。

○丹野委員長 よろしいでしょうか。

では、他にどなたかございますか。

中村委員。

○中村委員 保有個人データの利用停止等については、従来から相談ダイヤルやタウンミーティング等において、消費者から不満や意見が寄せられ、「個人情報保護法、いわゆる3年ごとの見直し 制度改正大綱」に対するパブリックコメントにおいても、消費者側からの要望が強かった論点の一つでした。

このことを踏まえ、改正法では、個人の権利の範囲を広げる観点から、保有個人データの利用停止、消去の請求、第三者提供の停止の請求に関わる要件を緩和しました。

本日晒された利用停止等に関するガイドラインの方向性は、より広く本人の関与を認めることで、本人の権利利益の保護を強化するという法改正の趣旨に沿って、考え方や要件を明確化したものですが、事業者が正当な事業活動を行う状況にも配慮したものとなっています。

事業者の方々には、改正法の趣旨を踏まえ、本人からの保有個人データの利用停止、消去の請求、第三者提供の停止の請求には積極的に対応を行っていただくことを期待します。

委員会としても、新たな制度の趣旨や考え方が十分伝わるよう、消費者、事業者などに対し、様々な機会や媒体を通じて周知、広報を行っていくことが重要であると考えます。

以上です。

○丹野委員長 ありがとうございます。

他にどなたか御意見はございますか。よろしいでしょうか。

第164回委員会では、ガイドライン等の整備に向けた論点の1番目として、認定個人情報保護団体の制度について議論いたしました。

本日は、そのガイドライン等の整備の論点の2番目として、不適正利用の禁止と利用停止等の2つの論点について議論を行ったわけですが、両論点とも、多方面からの関心が非常に高いものと承知をしております。そのことを踏まえて、更に本日の議論も踏まえて、引き続き議論を深めてまいりたいと思っております。

それでは、本日の議題は以上です。

本日の会議の資料につきましては、準備が整い次第、委員会のホームページで公表してよろしいでしょうか。

では、そのように取り扱います。

それでは、本日の会議はこれで閉会でございます。